



南区桃山台 1-1-1 南区役所 4 階 子育て支援課 Tel.072-290-1744

子どもをあずけて働くというけれど・・・。

保護者のライフパターンと子どもの年齢によって、あずけ方が違うって知っていますか？

今回は、それぞれの保護者のライフパターンで保活のシュミレーションをしてみました。当てはまる家族はあるかな？

★★★ パターン1 堺市ワン太郎さんの場合 ★★★



11月10日に子どもが1歳になるので、育休復帰を考えています。夫婦共働きなので長い時間あずかってもらえる施設ってどこですか？いつ申請すればいいですか？

長い時間あずかってほしいのであれば、認定こども園や小規模保育事業をご利用いただけます。



お住まいの区役所の子育て支援課に利用したい月の前月10日までの申請になります。11月からの入所を希望されるワン太郎さんの場合は10月10日までに必要書類を添えて申込みをしてください。10日が休日の場合は前開庁日までとなります。



ちなみに申請したらすぐ入れますか？もし入れなかったらどうしたらいいの？

残念ながら年度途中の入所は大変厳しい状態です。来年の4月まで育休延長ができるのであれば、例年10月中に来年4月からの新年度の入所申請を受け付けています。

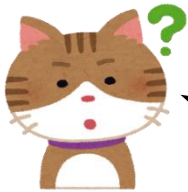
育休延長される場合でも待機証明が必要な場合は必ず10月10日までに申請に来てください。

どうしても11月復帰しなければならないのであれば、認可外保育施設や企業主導型保育事業の空きを探してその施設へ直接お申込みになります。



なるほど！わかりました。家族で育休延長するか相談します。

★★★★ パターン2 こしえんニャン子さんの場合 ★★★★★



令和4年4月から私立ハニワ幼稚園に3歳児クラスから行かせたい。それを機に働きたい。でも幼稚園は預かってくれる時間が短いし、働くのは難しいかしら？

延長保育を利用する方法があります。

園に新2号の申請をしてください。就職もしくは求職活動の為に延長保育を利用した場合、1日450円×預けた日数の補助があります。(上限あり)。

ただし、園によって預かり時間や延長料金が違います。夏休みなど長期休みもあるので必ず園に確認してください。



幼稚園にあずけても働けるんですね！幼稚園に確認してみます！

★★★★ パターン3 南区ウサ子さんの場合 ★★★★★



昔働いていた会社で週2~3日短時間でいいから働きたい。子どもが6月10日に3歳になる。3歳になると保育料も無償になるときいたので、近くの古墳幼稚園に通わせたい。手続きはどうしたらいいの？

認定こども園の1号認定や私立幼稚園の満3歳児クラスの利用できる時間は、午前9時から午後2時頃が多いです。直接、利用したい園に申し込みをしてください。



できれば午後4時くらいまで預かってもらいたいんだけど延長保育はしてもらえる？やっぱり認定こども園の2号認定のほうが長時間預かってもらえるのかしら？

延長保育の実施については、各園にお問い合わせください。また、認定こども園の2号認定では、2歳児クラスになるため無償化の対象にはなりません。無償化の対象となるのは、翌年の4月に3歳児クラスになってからです。



え~!! そうなの!? だったら今年は幼稚園の満3歳児クラスか認定こども園の1号で通わせて、来年4月から認定こども園の2号で行かせるとず~と無償よね! 今年は幼稚園の満3歳児クラスか認定こども園の1号に入れて、延長保育で乗り切るわ。延長保育も無償よね!

確かにそういう考え方もありますが、そもそも2号の空きがないと移行することはできません。また、幼稚園も認定こども園も満3歳児クラスの延長保育代の補助はできません。3歳児クラスからは1日450円の補助があります(上限あり)。就労する時間を調整しながら幼稚園の満3歳児クラスの無償化を利用されてはいかがでしょうか。



わかりました! また考えてみます!